

改正法の施行状況について

1 省令・ガイドライン等の改正

- ・6月25日に、省令・ガイドライン等を改正。
- ・都道府県・政令市・中核市のほか、脳死下での臓器提供施設（いわゆる5類型に該当する施設）、関係団体等に通知を発出。

2 新たな制度についての周知・広報

(1) 多様なメディアを通じた新しい制度の周知・広報

- ・7月13～18日：新聞各紙に政府公報を掲載（全国紙5紙、ブロック紙3紙、地方紙64紙）
- ・厚生労働省ホームページにトップページからアクセスできる専用ページを設置
- ・説明会の開催（医療機関、行政機関、マスコミを対象に、計5回開催）
- ・医療現場への周知のため、8つの学会に依頼し、機関誌やホームページに情報掲載

(2) 改正内容を踏まえた臓器提供意思表示カード等の作成・配布

新たに作成したリーフレット一体型の臓器提供意思表示カードを7月より配布。

- ・新カード一体型リーフレット

400万枚作成

- ・免許証及び保険証用説明リーフレット

1126万枚作成

- ・新シール一体型リーフレット（※意思表示欄が設けられていない免許証・保険証用）

500万枚作成

- ・臓器提供意思登録システム

8月の新規登録者7,270人（平成21年の月平均の約3.6倍）、

22年8月末日現在の登録者数71,182人

3 施行後における脳死後の臓器提供事例への対応（資料1-2及び資料1-3参照）

7月17日以降、7例（9月4日現在）の提供があったところであり、（社）日本臓器移植ネットワークによる情報開示、記者会見等の対応を行った。

- ・ 家族の書面による承諾により、臓器提供が行われた例（6例）
- ・ 本人の書面による意思表示により、臓器提供が行われた例（1例）

4 「脳死下における臓器提供事例に係る検証会議」の開催（資料1-4参照）

9月8日に第32回脳死下における臓器提供事例に係る検証会議を開催予定。